

社会福祉法人ま心苑会グループホームま心運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人ま心苑会が開設するグループホームま心（以下「本事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態にある者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

2 事業は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

3 事業は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

6 提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

7 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対

応型共同生活介護の提供を拒まない。

- 8 事業の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。ぼしゅう

- (1) 名称 グループホームま心
- (2) 所在地 熊本県八代市敷川内町2243-2

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数(ユニット数)及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活住居の戸数(ユニット数) 1戸(1ユニット)
- (2) 利用定員 9名(居室の定員は、1名とする。)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、本事業所の従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当する。
- (3) 介護従業者 5名以上
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 本事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴の介助(週2回以上)
- (2) 排せつの介助
- (3) 食事の提供及び介助
- (4) 機能訓練

(5) 相談及び援助

(6) その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助、通院等の介助

(介護等)

第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第9条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

2 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

3 家賃については、月額34,000円を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

朝食 350円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ代 200円

5 共益費(火災保険、車両保険、補修修繕費、電話代等)については、月額6,000円を徴収する。

- 6 光熱水費については、月額12,000円を徴収する。
- 7 理美容代 1,000円
- 8 おむつ代 紙おむつ130円/枚、紙パンツ100円/枚、尿取りパッド30円/枚、長時間用パッド60円/枚、テープ付尿取りパッド40円/枚、テープ付長時間用パッド70円/枚
- 9 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 10 月の途中における入退居については日割り計算とする。
- 11 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 12 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。
- 13 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明し同意を得るものとする。
- 14 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（内容の説明及び手続の説明及び契約の締結等）

第11条 本事業所は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（入居に当たっての留意事項）

第12条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は、次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。

- （1）利用者は、本人の健康状態や精神状態が共同生活住宅において生活に支障がないことの確認のため医師の健康診断書を提出する。
- （2）面会時間は、原則として9：00から18：00までとする。来訪者は面会時間を遵守し必ずその都度職員に届けるものとする。また、来訪者が宿泊を希望する場合には、管理者の許可を得ること。

- (3) 利用者又はその家族は、外出・外泊の際には、行き先と帰宅日を職員に申し出るものとする。
- (4) 住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従って使用すること。これに反して破損した場合、状況により弁償する。
- (5) 定められた場所以外での喫煙をしないこと。
- (6) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為を行わないこと。また、むやみに他の利用者の居室に入らないこと。
- (7) 所持金は、原則として利用者又は家族にて管理すること。
- (8) 住居内で他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動は行わないこと。
- (9) 住居内へのペットの持ち込み及び飼育を行わないこと。
- (10) その他、定められた以外の物を持ち込まないこと。

(入退居)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をするものとする。
- 3 本事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居者申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 本事業所は、利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえ、退去後の生活環境や介護の断続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 本事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録)

第14条 本事業所は、利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(受給資格等の確認)

第 15 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

- 2 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に配慮して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 16 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。

- 2 本事業所は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第 17 条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画及び当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するもの

とする。

- 6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を断続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第18条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関)

第19条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。

(1) 協力医療機関

医療法人社団 杏泉会 福田クリニック・産婦人科内科
八代市日奈久中西町4-1-8

独立行政法人 地域医療機能推進機構 熊本総合病院
熊本県八代市通町1-0-10

医療法人社団 誠和会 ひらきクリニック
熊本県八代市新地町6-2-6

田淵整形外科医院
熊本県八代市高下西町2-2-68-1

(2) 協力歯科医療機関

医療法人社団 増田歯科医院
熊本県八代市本町1-1-0-36

(衛生管理)

第20条 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をお

おむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対処方法)

第21条 本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者へ報告する。

(苦情処理)

第22条 本事業所は、その提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第23条 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第24条 本事業所は、非常災害に際し「非常災害に関する具体的計画」(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、防火管理者等を定め定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

- 2 本事業所に防火管理者及び火元責任者を置く。
- 3 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。

- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - (2) 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年2回以上
 - (3) 非常災害用の設備の使用方法的徹底・・・・・・・・ 随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(利用者に関する市町村への通知)

第 25 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束)

第 26 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 27 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 28 条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(秘密保持等)

第 29 条 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 本事業所は、本事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(調査への協力等)

第 30 条 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第 31 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 32 条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故に関する記録を含めた利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 運営推進会議における報告・評価・要望・助言等の記録

(その他)

第33条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ま心苑会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則（平成15年10月14日議案第2号）

この規程は、熊本県知事の指定を受けた日から施行する。

附 則（平成15年12月16日議案第4号）

この規程は、熊本県知事の指定を受けた日から施行する。

附 則（平成18年3月24日議案第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日議案第6号）

この規程は、平成16年12月24日から適用する。

附 則（平成27年5月26日議案第5号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月30日議案第3号）

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和1年6月5日第3号議案）

この規程は、平成31年4月24日から適用する。

附 則（令和4年6月9日第7号議案）

この規程は、令和3年12月26日から適用する。

附 則（令和5年3月20日第8号議案）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日第8号議案）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日第4号議案）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。